

自動消火器の給付

年齢を重ねるごとに、もの忘れが進行するのは自然の流れです。

物を取りに行き、「あれ？何を取りに来たんだっけ…？」、「朝何を食べたっけ…？」…。単なるもの忘れは、特に認知症の症状ではなく、心配ないといわれていますが、行動そのものを忘れてしまうことは、認知症の疑いが強くなりますので、ご注意ください。

物を取りに行き、「あれ、私はここで何をしてるのだろうか？」、「朝ご飯食べたっけ…？」…。こうなったら黄色信号です！（いや、赤信号…？）

特に恐いのが、やはり“火”を扱うことです。

認知症でない方でも、鍋を火にかけていてうっかり忘れてしまって鍋を焦がしてしまった…なんてことがあるかもしれません。調理中に、他の用事をしたことで、鍋のことを忘れてしまう…よく耳にする失敗談です。

鍋を焦がしたりすると、煙が部屋中に充満したり、焦げた臭いがしたりと、大変な状態になります。そこで、大抵は気付いて、火を止める、換気をするといった行動をとりますが、認知症を患っている方の場合、煙が充満していることも焦げた臭いも気付かないことがあります。

万が一火事を起こしてしまうと、自分の身や自宅だけでなく、隣近所を巻き添えにしてしまう可能性も十分にあります。「忘れると恐いから…」とガス栓の元を閉めて、未然に防いでいるご家庭もあります。

しかし、これまで行なってきた調理(家事)をやめてしまうことは、火事の心配がなくなる反面、認知症の発症や進行につながる恐れが生じてしまいます。

火を使っている環境でも万が一の備えをしておくことで、生活者本人も、またご近所の方も安心した生活が送れるのではないのでしょうか。

そのための制度が「自動消火器の給付」です。

【対象者】(全てに該当することが条件)

- ①生活保護世帯または全ての世帯員が市県民税非課税
- ②65歳以上の一人暮らしの人や同居者が寝たきりなど緊急時の対応が困難な世帯

【内容】

- 台所(主にはガスコンロの上)に自動消火器を設置
※規定温度に達すると消火剤が自動的に噴霧されます
- 無料で設置(消火器、設置料ともに市が負担)

【お申込み】

- 地域包括支援センター
- 各区の高齢介護課
(高齢介護課:354-2162)

